

## 第673回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成26年 4月 8日（火）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

### ○人事異動に伴う担当官の自己紹介について

- （1）平成26年度関税改正について

業務部 鈴木次長

- （2）関税鑑査官等の事務分担について

業務部 元起 管理課長

- （3）輸出入申告官署の自由化に係る基本的方向性等に係る説明会の開催について

業務部 元起 管理課長

- （4）申告添付登録業務（MSX）を利用した減免戻し税関係書類の提出について

業務部 斎藤統括審査官（通関総括第3部門）

- （5）平成25年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況について

業務部 篠原 知的財産調査官

- （6）輸出許可後内容の変更手続きについて

業務部 内山統括審査官（通関総括第1部門）

### 4、その他・連絡事項等

- ・区分1Y等の申告関係書類に係る提出官署の取扱いについて

業務部 内山統括審査官（通関総括第1部門）

- ・揚地滞船料の取扱いについて

業務部 高橋 首席関税評価官

開催予定日 平成26年 5月 13日（火） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra\_yokohama@kanzei.or.jp

## 平成 26 年度関税改正等について

### 1. 暫定税率等の適用期限の延長

- 暫定税率（433 品目）の適用期限（平成 25 年度末）を平成 26 年度末まで延長する。
- 特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置（牛肉の発動基準数量の算出基礎の特例を含む。）の適用期限（平成 25 年度末）を平成 26 年度末まで延長する。
- 個別の関税率の改正は行わない

### 2. 関税手続の改正（非改正事項）

平成 26 年度改正においては、関税手続（AEO 制度、通関手続、船舶取締、保税等）に関する改正は、行われたい。

### 3. 簡易税率関連の改正

- 入国者の輸入貨物（携帯品及び別送品）に対する簡易税率は、改正しない。
- 少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象を課税価格の合計額が「10 万円以下の貨物」から「20 万円以下の貨物」に拡大する。（関税定率法第 3 条の 3 関係）

### 4. 減免税制度の対象拡充

- 地方公共団体等が経営する博物館等に陳列する標本等に対する免税措置の対象に、地方独立行政法人が管理する博物館等に陳列する標本等を追加する。
- 幼稚園等において使用する教育用物品に対する免税措置の対象に、幼保連携型認定こども園において使用する教育用物品を追加する。
- 幼稚園、保育所等において使用する給食用脱脂粉乳に対する減税措置の対象に、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業等において使用する給食用脱脂粉乳を追加する。

### 5. 暫定的減免税制度の適用期限の延長

- 航空機部分品等の免税制度の適用期限（平成 25 年度末）を平成 28 年度末まで延長する。
- 加工再輸入減税制度の適用期限（平成 25 年度末）を平成 28 年度末まで延長する。

6. 一般特惠関税制度に係る事項

- 国別・品目別特惠適用除外措置の基準に該当した農水産品（20 品目：輸入統計品目番号（9 桁）ベース）及び鉱工業品（74 品目：関税率表番号の項（4 桁）ベース）について、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで、特惠税率の適用除外とする。
- サモアを特別特惠受益国から除外する。（一般特惠の適用となる）

7. その他

- 中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税に関する規定を削除する。

8. 施行期日

- 下記を除き、平成 26 年 4 月 1 日
  - 4. 減免税関係のうち、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業等関係の部分子ども・子育て支援法施行の日（平成 27 年 3 月 31 日までに政令で定める日）

### 輸出入関係取扱品目分担一覧表(平成26年4月)

部	部別品目	類	類別品目	関税鑑査官								本関		本牧							山下		大黒				船市		東扇島											
				高田	宮里	岩崎	古澤	松本	青木	宮川	宮	鈴木	特別 通関 1,2	通関 1	通関 2	通関 1	通関 2	通関 3	通関 4	通関 5	通関 6	通関 7	通関 1	通関 2	通関 1	通関 2	通関 3	通関 4	通関 1	通関 2	通関 1	通関 2								
				入	入	入	入	入	入	入	出	出	出	入	入	入	入	出	出	出	入	入	入	入	入	出	出	入	入	入	入	入	入							
1	動物(生きているもの)及び動物性生産品	1~5	動物、肉、魚介類、酪農品																																					
2	植物性生産品	6~14	野菜、穀物、採油用の種																																					
3	動植物の油脂、調製食用油、ろう	15	同左																																					
4	調製食料品、飲料、アルコール、たばこ	16~18	肉、魚又は甲殻類、砂糖菓子																																					
		19~22	ミルク調製品、各種調製食料品																																					
		23~24	たばこ																																					
5	鉱物性生産品	25~27	塩、土石類、鉱石、鉱物油																																					
6	化学工業の生産品	28	無機化学品																																					
		29~32	有機化学品、医療用品、肥料																																					
		33~34	精油、化粧品類、洗剤																																					
		35~37	変性澱粉、火薬類、写真材料																																					
		38	各種の化学工業生産品																																					
7	プラスチック、ゴム	39~40	同左																																					
8	皮革、毛皮、動物用装着具、旅行用具	41~43	同左																																					
9	木材、コルク、組物材料製品	44~46	同左																																					
10	木材パルプ、紙、板紙、及びその製品	47~49	同左																																					
11	繊維用繊維及びその製品	50~60	繊維及びその製品																																					
		61~63	衣類等																																					
12	はき物、帽子、傘、羽毛製品、造花	64~67	同左																																					
13	石、石綿、雲母、陶磁製品、ガラス	68~70	同左																																					
14	貴石、貴金属、身辺細貨類、貨幣	71	同左																																					
15	卑金属及びその製品	72~76	鉄鋼、銅、アルミ等及び製品																																					
		78~81	鉛、亜鉛、すず及びその製品																																					
		82~83	卑金属製品の工具、道具																																					
16	機械類、電気機器、VTR、音声再生機	84	原子炉、ボイラー、機械類																																					
		85	電気機器、VTR、音声再生機																																					
17	車両、航空機、船舶及び輸送機器	86~89	同左																																					
18	光学機器、写真用機器、医療用機器	90~92	同左																																					
19	武器、銃砲弾	93	同左																																					
20	雑品	94~95	同左																																					
		96	同左																																					
21	美術品、収集品及びこつとう	97	同左																																					
-		-	ブランド貨物																																					

注:本牧・通関第5、6部門及び大黒・通関第3部門は輸出専担部門になります。

注:山下・通関第1部門は海上システム、通関第2部門は航空システム及びマニュアルを担当する。

注:次の署所については、分担区分はありません。

仙台塩釜、石巻、気仙沼、仙台空港、小名浜、相馬、福島空港、鹿島、日立、つくば、千葉、木更津、姉崎、銚子、横須賀、三崎、川崎、鶴見、宇都宮、川崎外郵

平成 26 年 4 月

輸出者、輸入者及び物流関係事業者の皆様へ

財務省関税局業務課

横浜税関業務部

輸出入申告官署の自由化に係る基本的方向性等に係る説明会の開催について

謹啓 時下ますます御清祥の段、お慶び申し上げます。

また、会員の皆様方には、平素から関税政策及び税関行政に御理解及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、財務省関税局・税関におきましては、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）に「輸出通関申告官署の自由化」が盛り込まれたことを受け、一層の貿易円滑化を図る観点から、輸入通関を含めた輸出入申告官署の自由化について検討を行っております。

また、「日本再生加速プログラム」（平成 24 年 11 月 30 日 閣議決定）に「電子輸出申告の 24 時間化」が盛り込まれたことを受け、輸入申告を含めた輸出入申告の 24 時間化についても併せて検討を行っております。

財務省関税局・税関としましては、輸出入申告官署の自由化及び輸出入申告の 24 時間化の検討に当たっては、より利便性の良い制度を構築するため、輸出入者や通関業者等といった皆様の御意見を幅広く聞きながら検討を行っていく必要があると考えており、併せてこれらの施策に対する皆様のご理解を深めていただくため、下記のとおり説明会を開催することといたしました。

つきましては、御多忙中とは存じますが、皆様におかれましては、本説明会に御出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、説明資料等準備の都合がございますので、横浜会場は 4 月 14 日（月）17 時までに、仙台会場は 5 月 14 日（水）17 時までに、E-Mail 又は FAX にて、横浜税関業務部管理課あてに別紙 1 「説明会参加申込書」によりお申し込みいただきますようお願いいたします。全国の申込先（兼照会先）の税関担当部門については、別紙 2 「説明会会場等一覧」を御参照ください。

また、会場スペースの関係上、お申込者多数の場合には上記期限前であっても申し込みを締め切らせていただく場合もありますので、予め御了承ください。

敬白

## 記

### 1. 開催日時・場所

○仙台会場（開催番号：2-1）

開催日時：5月22日（木）13：30-14：30

開催場所：マリゲート塩釜3階 マリンホール（宮城県塩釜市港町1-4-1）

○横浜会場（開催番号：2-2及び2-3）

開催日時：4月16日（水）①10：30-11：30、②13：30-14：30

開催場所：横浜税関本関庁舎7階 大会議室（神奈川県横浜市中区海岸通1-1）

※全国の説明会場等につきましては、別紙2「説明会会場等一覧」を御参照ください。

### 2. 説明事項

○ 輸出入申告官署の自由化に係る基本的方向性について

○ 輸出入申告の24時間化について

（以上）



説明会会場等一覧

別紙2

開催地区	開催日	開催時間	開催番号	説明会会場名	説明会会場所在地	税関担当部門 (申込み先兼照会先)	会場定員	参加者数
小樽	5月13日	15:00~16:00	1-1	小樽地方合同庁舎2階 大会議室	小樽市港町5-2 小樽地方合同庁舎	函館税関業務部管理課管理係 〒040-8561 北海道函館市海岸町24-4 Tel: 0138-40-4251 FAX: 0138-45-8872 E-mail: hkd-gyomu-kanri@customs.go.jp	70名	
仙台	5月22日	13:30~14:30	2-1	マリンゲート塩釜3階 マリンホール	宮城県塩釜市港町1-4-1	横浜税関業務部管理課 〒231-8401 神奈川県横浜市中区海岸通1-1 Tel: 045-212-6130 FAX: 045-201-4465 E-mail: yok-gyomuk@customs.go.jp	80名	
横浜	4月16日	10:30~11:30	2-2	横浜税関本関庁舎7階 大会議室	神奈川県横浜市中区海岸通1-1	横浜税関業務部管理課 〒231-8401 神奈川県横浜市中区海岸通1-1 Tel: 045-212-6130 FAX: 045-201-4465 E-mail: yok-gyomuk@customs.go.jp	150名	
	4月16日	13:30~14:30	2-3	横浜税関本関庁舎7階 大会議室	神奈川県横浜市中区海岸通1-1		150名	
成田	4月15日	10:30~11:30	3-1	成田空港合同庁舎 会議室	千葉県成田市駒井野字天並野2159 成田空港合同庁舎2号棟6階	東京税関業務部管理課 〒135-8615 東京都江東区青海2-7-11 Tel: 03-3599-6328 FAX: 03-3599-6456 E-mail: tyo-gyomu-kanri@customs.go.jp	100名	
	4月15日	13:30~14:30	3-2	成田空港合同庁舎 会議室	千葉県成田市駒井野字天並野2159 成田空港合同庁舎2号棟6階		100名	
東京	4月14日	10:30~11:30	3-3	東京税関本関 2階大会議室	東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎2階	東京税関業務部管理課 〒135-8615 東京都江東区青海2-7-11 Tel: 03-3599-6328 FAX: 03-3599-6456 E-mail: tyo-gyomu-kanri@customs.go.jp	300名	
	4月14日	13:30~14:30	3-4	東京税関本関 2階大会議室	東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎2階		300名	
名古屋	4月23日	13:30~14:30	4-1	名古屋税関本関2階 大会議室	愛知県名古屋港区入船2-3-12	名古屋税関業務部管理課 〒455-8535 愛知県名古屋港区入船2-3-12 Tel: (052) 654-4105 FAX: (052) 661-2329 E-mail: nagoya-gyomu-kanri@customs.go.jp	120名	
清水	4月22日	13:30~14:30	4-2	清水港湾合同庁舎 会議室	静岡県静岡市清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎5階		45名	
大阪	4月17日	13:30~14:30	5-1	大阪税関本関 第1会議室	大阪市港区築港4丁目10番3号	大阪税関業務部管理課 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港4-10-3 Tel: 06-6576-3306 FAX: 06-6576-2158 E-mail: osaka-gyomu-kanri@customs.go.jp	100名	
	4月17日	15:30~16:30	5-2	大阪税関本関 第1会議室	大阪市港区築港4丁目10番3号		100名	
関空	4月17日	10:30~11:30	5-3	関西空港税関支署 共用会議室	大阪府泉南市泉州空港南1番地 関西空港地方合同庁舎3階		70名	
神戸	4月18日	10:30~11:30	6-1	神戸税関本関 2階講堂	神戸市中央区新港町12-1 神戸税関本関2階	神戸税関業務部管理課 〒650-0041 兵庫県神戸市中央区新港町12-1 Tel: 078-333-3080 FAX: 078-333-3132 E-mail: kobe-g-kanri@customs.go.jp	200名	
門司	4月22日	15:00~16:00	7-1	門司港湾合同庁舎1F第1会議室	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	門司税関業務部管理課 〒801-8511 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 Tel: 050-3530-8361 FAX: 093-332-8397 E-mail: moji-gyomukanri@customs.go.jp	130名	
博多	4月22日	10:30~11:30	7-2	福岡港湾合同庁舎6階会議室	福岡県福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎		90名	
熊本	4月21日	14:00~15:00	8-1	熊本合同庁舎A棟 大会議室	熊本市西区春日2-10-1 熊本合同庁舎A棟	長崎税関業務部管理課 〒850-0862 長崎県長崎市出島町1-36 Tel: 095-828-8662 FAX: 095-827-0580 E-mail: nagasaki-gyo-kanri@customs.go.jp	120名	
沖縄	4月24日	14:00~15:00	9-1	那覇港湾合同庁舎 共用第一会議室	沖縄県那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎5階	沖縄地区税関業務部門業務管理課 〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-11-1 Tel: 098-862-9081 FAX: 098-863-0390 E-mail: oki-9a-kanri@customs.go.jp	50名	



各 位

申告添付登録業務（MSX）を利用した減免戻し税関係書類の提出について

平成 26 年 4 月 1 日より、関税定率法又は関税暫定措置法の規定に基づく全ての減免戻し税関係書類の提出について、NACCS の申告添付登録業務（MSX）を利用して行うことができるようになりましたのでお知らせいたします。

これに伴い、MSX により提出された減免戻し税関係書類のうち、原本（書面）を提出していただく必要があるもの及び減免戻し税関係手続きが NACCS 業務の対象となっていないものについては以下のとおりのお取り扱いとなりますので、ご注意ください。

なお、ATA カルネ、米軍申告（380 申告、381 申告）等、現在 NACCS 業務の対象外となっている申告については、従前と同様の取扱いとなりますので念のため申し添えます。

1. 原本（書面）を提出又は提示する必要がある減免戻し税関係手続き（※G 表示）

（1）輸入審査の際に原本（書面）を提出する必要があるもの

関税定率法第 16 条第 1 項（外交官用貨物等の免税）

- ・外務大臣官房儀典官からの簡易通関依頼書等

（2）輸入の許可の日から 3 日以内に原本（書面）を提出する必要があるもの

① 関税定率法第 14 条第 5 号（国の専売品（あへん））

- ・厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長が発行する委託書又は委託を証する書類

② 関税定率法第 14 条第 9 号（本邦の在外公館から送還された公用品）

- ・外務大臣官房在外公館課長の発給した在外公館からの送還品である旨の証明書

③ 関税暫定措置法第 9 条第 1 項（軽減税率等の適用）の規定が適用される物品のうち、同法施行令第 32 条第 1 項第 16 号に掲げる重油及び粗油（いわゆる「農林漁業用重油等」）

- ・関税暫定措置法施行令第 32 条第 1 項第 16 号に掲げる重油及び粗油である旨を記載した農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書

2. NACCS 業務の対象となっていない減免戻し税に係る手続き等（※Y 表示）

分割輸入の場合の裏落しが必要な書類（輸出許可書、附属書等）、税関からの返付や交付行為が必要なもの（確認申告書、証明書等）及び同一性確認の措置として税関に提出する資料（写真、生地見本等）については、従来どおり税関に提出してください。

※（別紙）NACCS 業務の対象となっていない減免戻し税関係手続一覧 参照

（1）同一性の確認のための資料の提出

同一性確認の措置として税関に提出する資料（写真、生地見本等）のうち、写真のように PDF ファイル等の電磁的記録（以下「PDF ファイル等」という。）により提出できるものは、インボイス等の関係書類とともに PDF ファイル等により提出して税関の審査等を受け、別途交付用として書面を提出することとなりますが、生地見本のように PDF ファイル等による提出ができないものは、当該生地見本のみを別途提出することとなります。

なお、区分 1 により許可となった場合は、許可後に提出願います。

また、税関の確認を受けた同一性確認の資料を、再輸入（出）の際に税関へ提出する場合も同様の取扱いとなります。

(2) 減免戻し税に係る申告書又は申請書の提出

従来、提出用の他に交付用として別途提出していた書類は、提出用をPDFファイル等で提出し税関の審査を受け、許可後に交付用を書面で提出することとなります。税関は、交付用に審査印等を押なつて交付用として交付します。税関で「輸出済み」等の記載を行って返付する場合も同様です。

(3) 通関数量の裏落とし

PDFファイルにより関係書類の提出を行う際に、裏落としの記載についてもPDFファイルにより提出した後に、原本（書面）を税関窓口へ提出し、税関確認印の押なつを受けていただくようお願いいたします。

(4) 関税割当証明書の提出が必要な貨物（※申告書上はG表示）

関税暫定措置法第9条（軽減税率等の適用）の規定が適用される物品のうち、同法施行令第32条第1項第1号から第12号の物品及び同法施行令第32条第2項の物品については、輸入許可後に関税割当証明書（原本）を税関に提出し、裏落としの確認を受けて下さい。

問合せ先

業務部通関総括第1部門（手続関係）	TEL045-212-6150
業務部通関総括第3部門（法令解釈関係）	TEL045-212-6153

## (別紙) NACCS 業務の対象となっていない減免戻し税関係手続一覧

関税等の減免戻しに係る根拠法令	輸出入	対象手続
関税定率法第 11 条 (加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)	輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工・修繕輸出貨物確認申告書の交付</li> <li>加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類の返付</li> <li>同一性確認の資料の返付</li> </ul>
	輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出許可書等の裏落し(分割輸入の場合)</li> </ul>
関税定率法第 14 条第 10 号、第 11 号 (無条件免税)	輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出許可書等の裏落し(分割輸入の場合)</li> </ul>
関税定率法第 14 条第 10 号、第 11 号又は第 14 号(無条件免税)に該当するもののうち、定率法施行令第 16 条第 2 項に該当する場合	輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出時に交付された輸出貨物の製造用原料品による貨物製造報告書・貨物製造証明書の提出(関税定率法第 19 条貨物)</li> <li>輸出時に返付された内貨原料品による製品に係る確認申請書の提出(関税定率法第 19 条の 2 貨物)</li> <li>輸出許可書等の裏落し(分割輸入の場合)</li> </ul>
関税定率法第 14 条の 2(再輸入減税)	輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出許可書等の裏落し(分割輸入の場合)</li> </ul>
関税定率法第 17 条第 1 項(再輸出免税)	輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一性確認の資料の返付</li> </ul>
	輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入許可書等の返付</li> </ul>
関税定率法第 18 条第 1 項(再輸出減税)	輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入許可書等の返付</li> </ul>
関税定率法第 19 条 (輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等)	輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入許可書等の返付(製造用原料品を使用した貨物)</li> <li>輸出貨物の製造用原料品による貨物製造報告書・貨物製造証明書の交付(戻し税に係る原料品を使用した貨物)</li> </ul>
	輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>内貨原料品による製品に係る確認申請書の返付</li> </ul>
関税定率法第 19 条の 2 (課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)	輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出時に返付された内貨原料品による製品に係る確認申請書の返付</li> <li>輸出許可書等の返付</li> </ul>
	輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>再輸出貨物確認申請書の返付</li> </ul>
関税定率法第 19 条の 3 (輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税)	輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>再輸出貨物確認申請書の返付</li> </ul>
	輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入時に返付された再輸出貨物確認申請書の裏落し</li> <li>輸入許可書等の裏落し</li> </ul>
関税暫定措置法第 8 条第 1 項 (加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)	輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工・組立貨物確認申告書の交付</li> <li>加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類の返付</li> <li>契約実績表(総括・個別)の返付(関税暫定措置法施行令第 22 条第 2 項ただし書き該当貨物)</li> <li>生地見本等の提出</li> </ul>
	輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>附属書の交付、裏落し</li> <li>輸出時に交付された生地見本等の提示</li> </ul>

## 平成25年 知的財産侵害物品の輸入差止状況

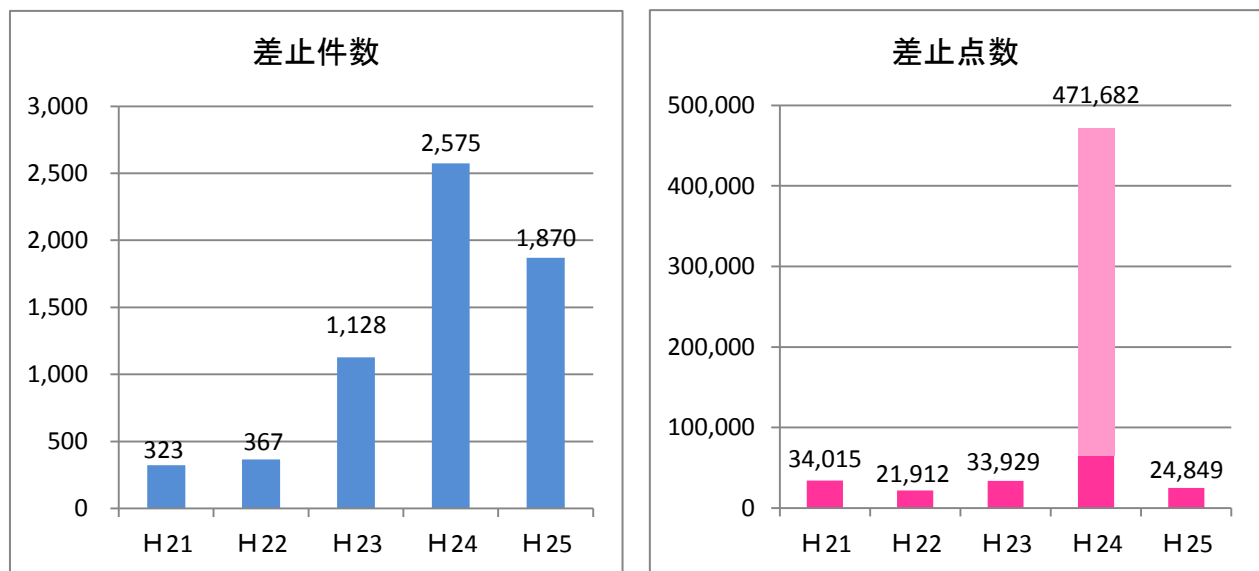
**-差止件数は下半期に増加傾向がみられる-**

### 【概況】

平成25年の横浜税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は1,870件であり、前年の2,575件の72.6%と減少となった。上半期では420件と前年同期比21.0%と大きな落ち込みを見せたが、下半期は1,450件で前年同期比252.6%となり増加傾向に転じた。これは、6月から取扱国際郵便物の拡張に伴い国際郵便物からの差止件数が増加したことが要因である。

また、輸入差止点数は24,849点で、前年の471,682点に比較して約5.3%となった。これは、平成24年に医薬品約33万点の他、バッグ類、衣類など合計で約40万点の商標侵害物品を差し止めた中国来の一般貨物に係る大口事案があったことが要因である。

### 横浜税関における輸入差止実績（差止件数・差止点数）



注：「差止件数」及び「差止点数」は、当関が差し止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び国際郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものである。

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	前年比
横浜実績	件数	323	367	1,128	2,575	1,870	72.6%
	点数	34,015	21,912	33,929	471,682	24,849	5.3%
全国実績	件数	21,893	23,233	23,280	26,607	28,135	105.7%
	点数	1,044,022	630,688	728,234	1,117,592	628,187	56.2%

差止実績を輸送形態別にみると、件数では国際郵便物が1,859件で全体の99.4%を占め、一般貨物は11件で0.6%である。点数では国際郵便物が20,974点で全体の84.4%で、一般貨物は3,875点で15.6%を占めている。

【お問い合わせ先】  
横浜税関業務部 知的財産調査官  
TEL 045-212-6116

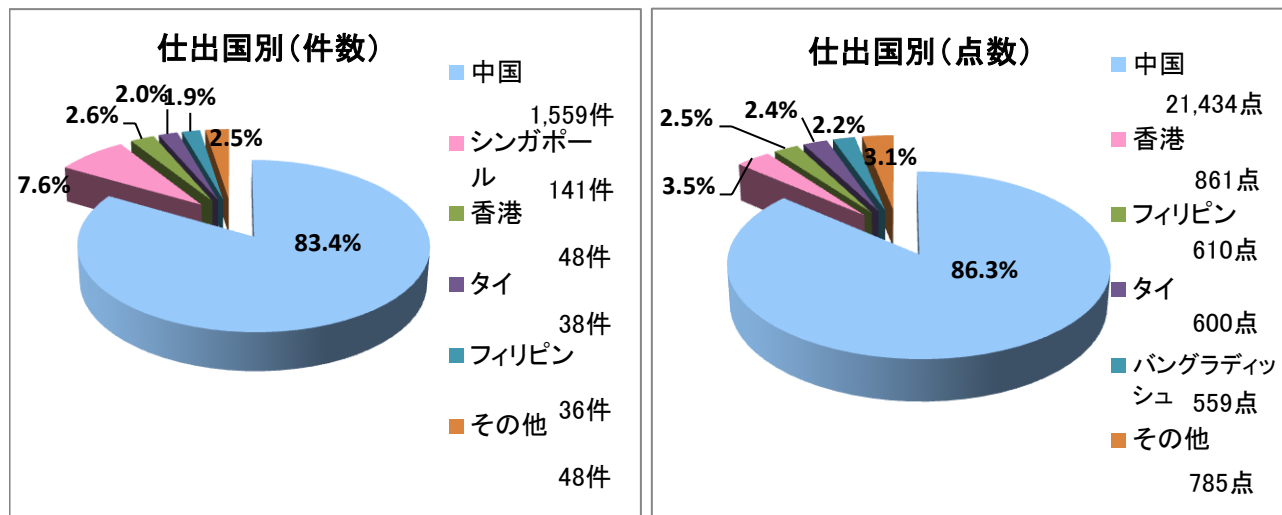
### 【仕出国別差止実績】

仕出国別差止件数は、中国が1,559件（構成比83.4%）、シンガポールが141件（構成比7.6%）、香港、タイなどその他が170件（構成比9.0%）となっている。

差止点数でも、中国が首位で21,434点（構成比86.3%）、香港が861点（構成比3.5%）、フィリピン、タイなどその他が2,554点（構成比10.2%）となっている。

中国については、全国実績でも知的財産侵害物品の仕出国として一極化が窺われるところ、当関においても同様に中国が最も多い状況となっている。

仕出国（地域）別差止実績構成比（件数・点数）



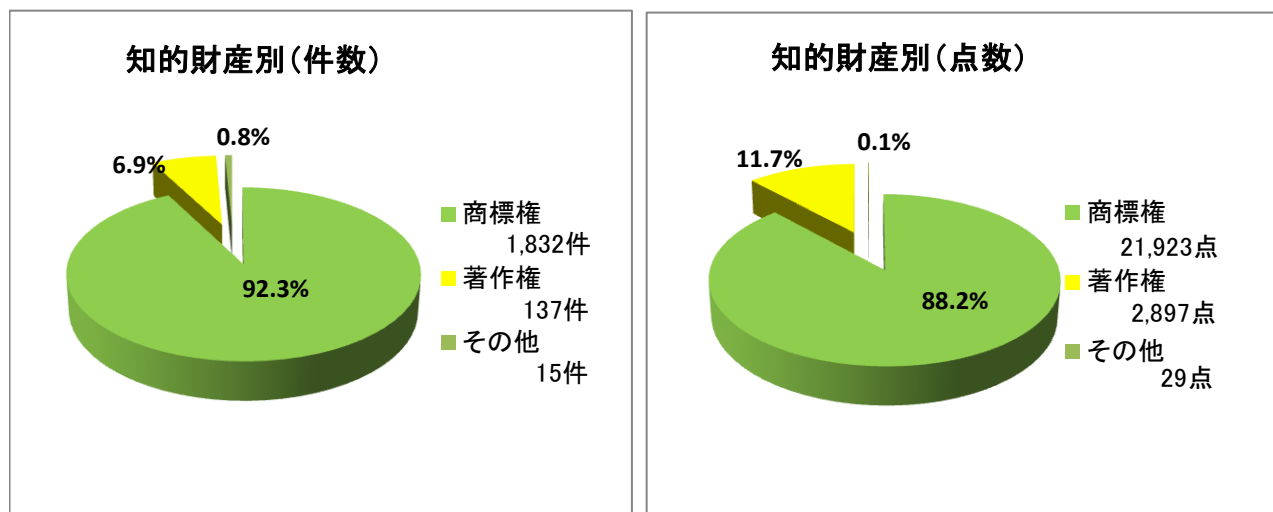
注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合がある。

### 【知的財産別差止実績】

知的財産別差止件数は、商標権侵害物品が1,832件（構成比92.3%）、次いで著作権侵害物品が137件（構成比6.9%）となっている。

差止点数では、商標権侵害物品が21,923点（構成比88.2%）、著作権侵害物品が2,897点（構成比11.7%）となっている。

知的財産別差止実績構成比（件数・点数）



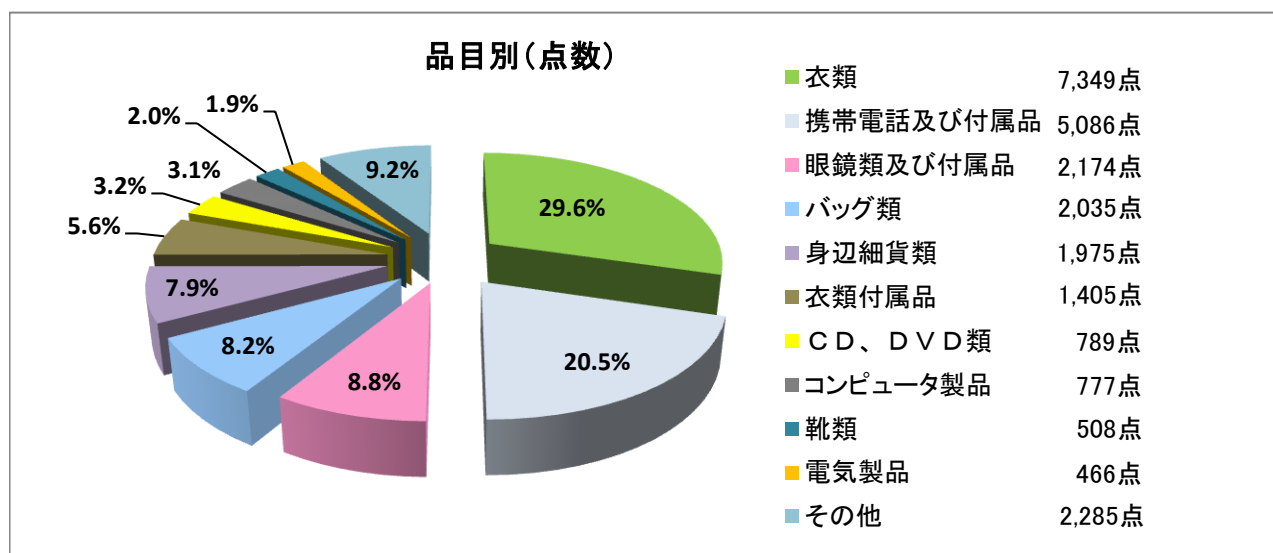
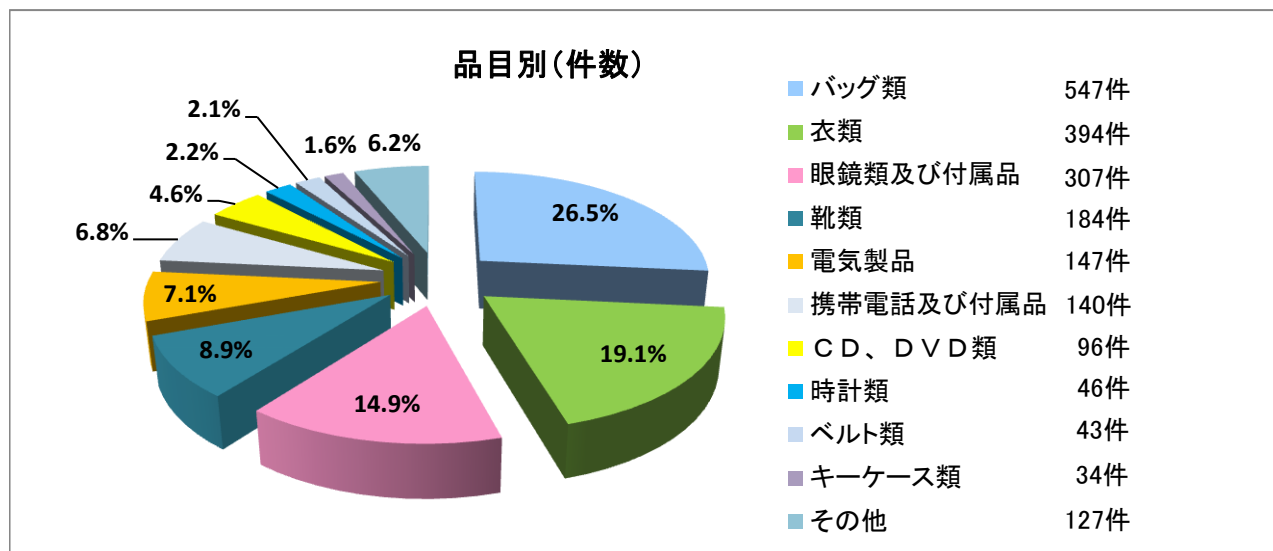
注）1事案で複数の権利を含んだものがあるため、権利ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しない。

### 【品目別差止実績】

品目別差止件数はバッグ類が547件（構成比26.5%）、衣類が394件（構成比19.1%）、眼鏡類及び付属品が307件（構成比14.9%）、靴類が184件（構成比8.9%）となっている。

差止点数では衣類が7,349点（構成比29.6%）、携帯電話及び付属品が5,086点（構成比20.5%）、眼鏡類及び付属品が2,174点（構成比8.8%）、バッグ類が2,035点（構成比8.2%）となっている。

品目別差止実績構成比（件数・点数）



注) 1 事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しない。

計表【輸入】差止実績

輸送形態別		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
件数	一般	12	10	13	24	11
	郵便	311	357	1,115	2,551	1,859
	合計	323	367	1,128	2,575	1,870
点数	一般	27,641	16,405	23,628	442,306	3,875
	郵便	6,374	5,507	10,301	29,376	20,974
	合計	34,015	21,912	33,929	471,682	24,849

仕出国別		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
件数	中国	216	290	1,045	2,518	1,559
	シンガポール					141
	香港			5	7	48
	タイ	73	29	29	21	38
	フィリピン			1	2	36
	その他	34	48	48	27	48
	合計	323	367	1,128	2,575	1,870
点数	中国	7,555	19,755	32,293	451,620	21,434
	香港			42	567	861
	フィリピン			4	16	610
	タイ	3,624	1,505	1,397	17,758	600
	バングラディッシュ					559
	その他	22,836	652	193	1,721	785
	合計	34,015	21,912	33,929	471,682	24,849

知的財産別		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
件数	特許権	1	1	1		
	意匠権	2		1	1	1
	商標権	279	348	1,105	2,537	1,832
	著作権	47	28	46	52	137
	著作隣接権					
	育成者権			1		
	不競法				1	14
	合計	323	367	1,128	2,575	1,984
点数	特許権	1,750	350	7,190		
	意匠権	1,005		5	125	8
	商標権	28,588	19,487	23,484	440,463	21,923
	著作権	2,672	2,075	1,435	31,094	2,897
	著作隣接権					
	育成者権			1,815		
	不競法					21
	合計	34,015	21,912	33,929	471,682	24,849

注) 1 事案で複数の権利を含んだものがあるため、権利ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しない。

品目別		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
件数	バッグ類	110	122	307	645	547
	衣類	149	186	333	699	394
	眼鏡類及び付属品	3	3	6	37	307
	靴類	14	60	245	912	184
	電気製品		3	23	31	147
	携帯電話及び付属品	4	6	13	66	140
	CD、DVD類	9	6	169	117	96
	時計類	9	7	8	35	46
	ベルト類	15	12	24	57	43
	キーケース類	9	13	6	46	34
	その他	73	50	78	159	127
	合計	395	468	1,212	2,804	2,065
点数	衣類	2,388	1,127	4,685	7,582	7,349
	携帯電話及び付属品	20	201	314	1,101	5,086
	眼鏡類及び付属品		25	10	79	2,174
	バッグ類	635	434	9,981	25,614	2,035
	身辺細貨類	34	123	159	750	1,975
	衣類付属品	1,005	15,597		115	1,405
	CD、DVD類	32	57	693	528	789
	コンピュータ製品	2,568	430	318	155	777
	靴類	51	466	338	2,012	508
	電気製品	8	17	154	198	466
	その他	27,274	3,435	17,277	433,548	2,285
	合計	34,015	21,912	33,929	471,682	24,849

注) 1事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しない。

(参考) 【輸出】差止実績

仕向国別		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
件数	韓国				2	
	アフガニスタン			1		
	フィリピン		1			
点数	韓国				61	
	アフガニスタン			2		
	フィリピン		1			

知的財産別		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
件数	商標		1	1	2	
点数	商標		1	2	61	

品目別		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
件数	バッグ類		1		2	
	キーケース類				1	
	時計類			1		
	合計		1	1	2	
点数	バッグ類		1		60	
	キーケース類				1	
	時計類			2		
	合計		1	2	61	

注) 1事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しない。



# 横浜税関で輸入を差し止めた侵害品の例

## 輸入差し止めが多い物品

衣類(商標権)



スマートフォンのケース(商標権)



## 平成25年に差し止めが増加した物品

サングラス(商標権)



DVD(商標権・著作権)



## 健康や安全を害する物品

子守帯(商標権)



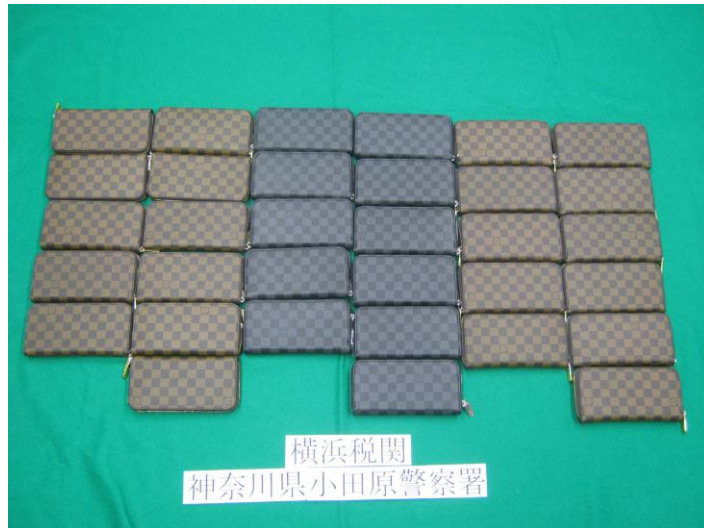
痩身用電気マッサージ器(商標権)



## 告発事例

### 事例1 商標権を侵害する財布の密輸入事犯の告発

平成25年1月、中国から商標権を侵害する財布33点を密輸入しようとした女性1名を関税法違反で告発した。



### 事例2 商標権を侵害するブーツ、バッグ等の密輸入事犯の告発

平成25年12月、中国から商標権を侵害するブーツ、バッグ等233点を密輸入しようとした男性2名を関税法違反で告発した。



# 輸出許可内容の変更手続に関するお知らせ

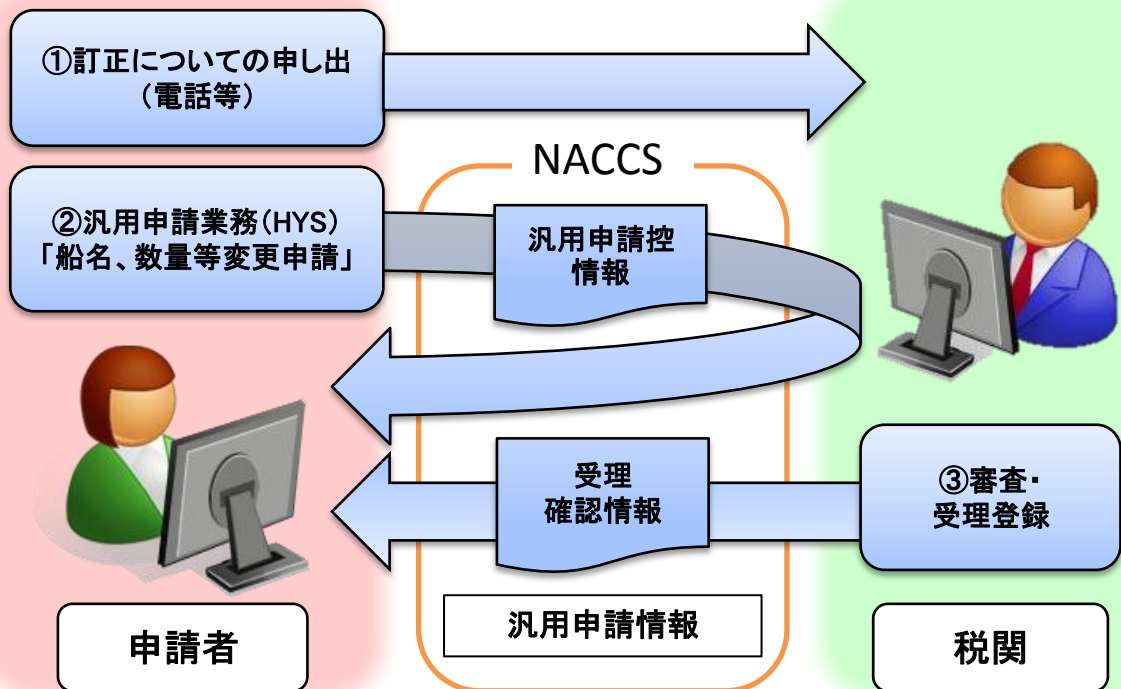
船積情報登録等の後でも、NACCSを利用して  
変更手続を行うことが可能となります

輸出許可内容の変更手続については、これまで船積情報登録等を行った後は、NACCSによる訂正を行うことができず、各通関官署へ「船名、数量等変更申請書」(C-5200)等を書面(紙)で提出して頂いておりました。

平成26年4月1日より、船積情報登録等の後において変更手続を行う必要が生じた場合には、現行書面(紙)により訂正を認めている範囲内で、NACCSの「汎用申請」業務(HYS)を利用して変更手続を行うことが可能となります。

なお、これまでどおり、書面(紙)による変更手続を行うこともできます。

## 【汎用申請業務を利用した申請の流れ】



### 汎用申請業務 (HYS) に添付する書類：

(添付容量は1ファイル500KB以下、合計3MB以下)

- ・ 船名、数量等変更申請書 (C-5200)
- ・ 輸出許可通知書

(注) 上記書類以外に、変更内容が確認できる書類を税関に提出して頂く場合があります。

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2節 課税価格の決定</p> <p>（課税価格に含まれる輸入港までの運賃等）</p> <p>4-8 法第4条第1項第1号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、当該輸入貨物の輸出港までの運送費用を含み、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 輸入貨物が用船契約に基づき船舶により運送された場合において、当該船舶が当該用船契約において約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金（輸入港における滞船料（<u>発生の時点が輸入港到着後であるかないかを問わない。</u>）を除く。）は、運賃に含まれるものとして取り扱う。ただし、実際の停泊期間が船舶の大きさ、港湾の状況等に応じて標準的な許容停泊期間と認められる期間を著しく超える場合であって、その発生原因からみて当該支払金を課税価格に算入することが適当でないと認められるような特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>ホ (省略)</p> <p>(4)～(8) (省略)</p> <p>（変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定）</p> <p>4の5-1 法第4条の5の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 蔵入承認を受けて保税蔵置場に置かれた貨物又は総保入承認を受けて総合保税地域に置かれた貨物について、変質又は損傷の結果、課税価格の低下のみならず、適用税率の変更をきたした場合には、法第10条第1項の規定を適用することとなり、<u>法第4条の5</u>の規定の適用はないので留意する。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2節 課税価格の決定</p> <p>（課税価格に含まれる輸入港までの運賃等）</p> <p>4-8 法第4条第1項第1号<u>《課税価格に含まれる輸入港までの運賃等》</u>の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、当該輸入貨物の輸出港までの運送費用を含み、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 輸入貨物が用船契約に基づき船舶により運送された場合において、当該船舶が当該用船契約において約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金（輸入港<u>到着後の</u>滞船料を除く。）は、運賃に含まれるものとして取り扱う。ただし、実際の停泊期間が船舶の大きさ、港湾の状況等に応じて標準的な許容停泊期間と認められる期間を著しく超える場合であって、その発生原因からみて当該支払金を課税価格に算入することが適当でないと認められるような特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>ホ (同左)</p> <p>(4)～(8) (同左)</p> <p>（変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定）</p> <p>4の5-1 法第4条の5の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 蔵入承認を受けて保税蔵置場に置かれた貨物又は総保入承認を受けて総合保税地域に置かれた貨物について、変質又は損傷の結果、課税価格の低下のみならず、適用税率の変更をきたした場合には、法第10条第1項<u>《変質、損傷等の場合の減税》</u>の規定を適用することとなり、<u>同条</u>の規定の適用はないので留意する。</p> <p>(3) (同左)</p>